

Q7-2. 台湾の貿易(輸出入)規制品(制限・禁止品)について

台湾の輸出入貿易管理は、ネガティブリストを用いて管理されており、当該リストにないものは開放されています。貿易法第11条では「貨物の自由な輸出入を認める。ただし、国際条約、貿易協定または国防、治安、文化、衛生、環境および生態保護または政策上の必要により制限できるものとする。」と規定されています。

經濟部国際貿易局は、輸出入制限貨物の名称および輸出入の関連規定につき、輸出入制限貨物表を編集し公告しました。当該輸出入表に列記された貨物は、表の輸出入規定に基づき許可証の申請を行わなければなりません。ただし、經濟部国際貿易局が公告した輸出入制限貨物表の貨物以外に、一部の貨物はその性質により、その他の法令(Q7-1に列記された法令をご参照ください)の規制を受けます。

製品貨物の分類コード(税則番号)による輸出入規定は經濟部国際貿易局のサイトにて検索することが可能です。

<https://fbfh.trade.gov.tw/rich/text/indexfh.asp>

輸出入制限貨物表の公告情報は以下のリンクをご参照ください。

<http://www.trade.gov.tw/Pages/List.aspx?nodeID=987>

お願い:

「本情報の提供は、あくまでも読者への参考に供するためのものであり、実際のビジネスは読者の責任において行い、これにもとづく読者の行動や行為に起因するビジネス上の損害、損失等に対し、交流協会や普華商務法律事務所(PwC Legal)は一切関与せず、また一切の責任も負わず、一切の損害賠償も負担いたしません。

なお、本情報には、台湾の所轄政府機関の解釈は入っておらず、また、常に最新の情報であるとは限りません」。